平成 20 年 2 月 27 日

各　　位

会 社 名　ｅ-まちタウン株式会社
代表者名　代表取締役社長　島村　正顕
コード番号　４７４７（東証マザーズ）
問合せ先　広　　報　　部
電　　話　０３-５９５１-７１９２

ストック・オプション（新株予約権）の発行決議取消及び再決議に関するお知らせ

平成 20 年 2 月 25 日付にて開示いたしました、「ストック・オプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ」につきまして、手続き上の問題から本日開催の取締役会において、当決議を取り消す旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、同じく本日付にて別途改めて「ストック・オプション（新株予約権）の発行決議」を行っておりますので、下記の通りお知らせいたします。

ストック・オプションを発行するための手続き上の諸条件を完備する趣旨でありますが、決議内容を一旦取り消し、再決議を行うという、株主の皆様にはわかりづらい手続きとなったことを深くお詫び申し上げます。

記

＜新株予約権発行の要領＞

（１）　新株予約権の割当を受ける者

当社従業員　15名

（２）　新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権148個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式148株を上限とする。ただし、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様とする。）または株式併合を行う場合には、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、当社が付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲内で付与株式数は調整されるものとする。

（３）　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１

円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、会社分割を行う場合、株式交換を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額は調整されるものとする。

（４） 新株予約権の権利行使期間

2011年2月28日から2018年2月27日まで

（５） 新株予約権の行使の条件

権利行使時において当社従業員の地位を保有していることを要する。ただし、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定める正当な理由がある場合はこの限りでない。

（６） 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（７） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

（８） 新株予約権の取得事由及び条件

（４）により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

（９） 組織再編行為の際における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契

約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ａ．交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ｂ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ｃ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。

ｄ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（３）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記ｃ.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ｅ．新株予約権を行使することができる期間
上記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ｆ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（６）に準じて決定する。

ｇ．譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ｈ．新株予約権の取得事由及び条件
上記（８）に準じて決定する。

（９）　新株予約権の行使により生じる１株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（１０）　新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

※インセンティブ報酬として付与される新株予約権であるため、金銭の払込を要しないことは有利発行に該当いたしません。

（１１）　新株予約権の割当日

2008 年 3 月 14 日

以　上